

法人に係る利子割（地方税）の廃止に関するお知らせ

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日から法人に係る利子割（お支払いする利子等から特別徴収する地方税 5%）が廃止となります。

平成 28 年 1 月 1 日以降に、法人のお客さまへお支払いする預金利息等から地方税の特別徴収は行いませんのでお知らせいたします。

なお、個人のお客さまについては変更ございません。

1. 対象となる主な金融商品等

- 預金（外貨預金含む）
- 定期積金

2. 源泉徴収税率について

利息支払日	税 率	
平成 27 年 12 月 31 日まで	20.315%	国 税：15.315% 地方税：5%
平成 28 年 1 月 1 日以降	15.315%	国 税：15.315%

※ 上記の国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは復興特別所得税が課税され、国税 15.315%を源泉徴収いたします。

3. ご注意

確定申告をされる場合や個別具体的な税務上の取扱等につきましては、税理士もしくは最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

以上